

登録後、登録事項等の変更がある場合の手続き

登録の通知を受けた後、登録事項の変更があった場合、相続又は合併があった場合の手続きは以下のとおりです。

(1) 登録事項の変更があった場合

「塩特定販売業登録申請書」に記載した内容のうち、次頁①～③、⑥の事項に変更があった場合は遅滞なく、④⑤の事項を変更しようとするときはあらかじめ、税関長に届け出なければなりません。「塩特定販売業登録事項変更届出書」(別紙様式第 18 号)を作成し、変更の事実を証明する書類(登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、住民票の抄本等)を添付して、登録先の税関長に提出してください。なお、官公署が証明する書類は、変更を届け出た日から3ヶ月以内に発行されたものとしてください(コピー不可)。

【変更事項】

- ① 商号、名称又は氏名及び住所
- ② 法人の場合、代表者の氏名及び住所
- ③ 未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人(塩の特定販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所
- ④ 主たる事務所の所在地及び貯蔵所の所在地
- ⑤ 事業開始の予定年月日
- ⑥ 現に営んでいる他の事業の種類

(2) 相続、合併又は分割(事業の全部を承継させるものに限る。)があった場合

塩特定販売業者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業の全部を承継した法人は、塩特定販売業者の地位を承継することができます。必要な様式や添付書類について、税関の担当部門にお問い合わせいただき、遅滞なく承継の届出を行ってください。

なお、塩特定販売業者の地位を承継しようとする相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業の全部を承継した法人が、塩事業法第 17 条において準用する第 7 条第 1 項各号(◆ お 知 ら せ ◆塩の特定販売を行う際の手続きについて 4 頁「誓約書の備考欄」参照)のいずれかに該当するときは承継することができません。ただし、相続人については、相続後 60 日間に限り、引き続き塩の特定販売に係る業務を行うことができますので、継続の届出に必要な様式や添付書類について、税関の担当部門にお問い合わせください。